

【諮問第105号】

16川個審第 2号

平成16年6月10日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市個人情報保護審査会
会長 安富 潔

個人情報閲覧等請求に対する一部承諾処分に係る不服申立てについて（答申）

平成15年1月10日付け14川健精保第602号をもって川崎市長から諮問のありました個人情報閲覧等請求に対する一部承諾処分に関する不服申立てについて、次のとおり答申します。

【諮問第105号】

1 審査会の結論

実施機関（川崎市長）が不開示とした情報のうち、次の部分については開示すべきである。

- (1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条通報受書」のうち、「拘留期限」及び「罪名」
- (2) 「精神保健診察結果書」のうち、「医学的総合判断」
- (3) 「措置入院に関する診断書」のうち、「申請等の添付資料」、「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」（ただし、印影を除く。）及び「医学的総合判断」

実施機関が不開示としたその余の部分についての実施機関の判断は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成14年9月27日付けで実施機関に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年条例第26号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、平成 年 月 日から同年同月 日までの入院措置についての書類全部（以下「本件対象公文書」という。）について写し等の交付の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成14年10月11日付けで、本件請求に対して、本件対象公文書のうち評価に関する部分、診断に関する部分、判定に関する部分及び本人に知らせないことが正当と認められる部分については、条例第13条第3項第2号の規定により、開示することができないとして一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) これに対して、不服申立人は、平成14年12月2日付けで本件処分を取り消して開示を求める不服申立てを行った。（当審査会諮問第105号）
- (4) 実施機関は、平成15年2月17日付け処分理由説明書において不開示理由に追加（条例第13条第3項第3号及び同条同項第4号）を行ったので、これを踏まえて当審査会は同年11月12日実施の意見陳述において不服申立人から意見聴取を行った。

3 不服申立人の主張要旨

平成14年12月2日付け異議申立書、平成15年3月14日付け及び平成16年2月18日付け意見書並びに平成15年11月12日実施の意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

個人の評価、診断等に関する情報の公的評価記録は、本人がその内容を知ることによって啓発され、自己啓発の努力目標として本人の為になるよう記述されるべきで、そのように記述されなかったのは職員の誤りであり、不開示の理由とはならない。

記述のし方の問題ではなく、行政事務の適正な執行についての問題であるなら、どのような支障があるのか、その不利益な内容、第三者へ不利益となる理由及び行政事務の目的から行政事務が成立しなくなる理由を個別的に慎重な判断を示すよう求める。

自己情報コントロール権からは、自己の情報のあり方を決定するのは本人であり、

第三者が関与していても当該第三者が本人の出处進退等にかかわっている以上、それは本人の情報であって本人に開示されるべきものであり、医師など措置処分決定に関与した者は、自らの責任を果たす責も負っている。

措置処分の趣旨が個人の虐待や権利侵害が目的ではないなら、憲法の趣旨から導かれ、保障される「知る権利」の行使として比較衡量すれば明らかである。

本人が治療の意義を理解せず、治療を拒むものであるからこそ全面開示が必要である。その意味を精神保健指定医の指導の下で理解させ啓発し、自己改善の努力目標としての役割を持たせるべく全面開示が絶対的に必要である。不服申立人には、その意味を理解する下地素養が備わっており、いたずらに条例違反を理由に全面開示を拒み、適正な開示方法を用意してこなかった川崎市のこれまでの怠慢こそが問われるべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成 15 年 2 月 17 日付け処分理由説明書、同年 9 月 19 日実施の処分理由説明聴取、平成 16 年 2 月 13 日付け処分理由説明書によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本件対象公文書の内訳は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 25 条通報受書」、「診察依頼書」、「精神保健診察結果書」、「措置入院に関する診断書」及び「入院措置書」であり、各文書において不開示とした部分の理由は、それぞれ次のとおりである。

(1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 25 条通報受書」について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 25 条通報受書」のうち、受信者、引取者氏名（氏名、性別、住所、続柄、年齢、職業、連絡先）、医師（氏名、勤務先）、通報者（氏名、勤務先）及び検察庁・裁判所の取扱（簡易鑑定実施の有無、医師名、病院名、簡易鑑定の診断名、診断日）の情報の記録については、不服申立人以外の個人のものであり、開示することで特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、第三者の利益若しくはプライバシーを損なう等のおそれがあり、条例第 13 条第 3 項第 4 号に該当するため不開示とした。

また、拘留期限、罪名、逮捕した原因事件の概要、症状の概要、現在の状態及び治療歴の情報の記録については入院措置の要否を決定する上で必要な情報であり、開示することにより保護者、親族等からの正確な情報の聴取が困難となり、精神保健福祉業務の公正又は適正な執行を著しく困難にすることとなり、条例第 13 条第 3 項第 3 号に該当するため不開示とした。

(2) 「診察依頼書」について

「診察依頼書」のうち、精神保健指定医（氏名）、現に保護の任に当たっている者（住所、氏名、年齢、続柄）の情報の記録については、開示することで特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、第三者の利益若しくはプライバシーを損なう等のおそれがあり、条例第 13 条第 3 項第 4 号に該当するため不開示とした。

(3) 「精神保健診察結果書」について

「精神保健診察結果書」のうち、精神障害の有無、診断名、問題行動及び医学的総

合判断の情報の記録については、診断、判定に関するものに該当し、本人が治療の必要性を認めていない状況では、今後本件のような事件が起きる可能性があり、その場合の事務の目的達成を著しく困難にするため、条例第13条第3項第2号に該当するとともに、それらの情報は入院措置の要否を決定する上で、重要なものであり、開示することにより精神保健指定医の客観的な診断又は保護者、親族等からの正確な情報の聴取が困難となり、精神保健福祉業務の公正又は適正な執行を著しく困難にするため、条例第13条第3項第3号にも該当することから不開示とした。

また、保護者、指定医、立ち会った親族等及び立会職員の情報の記録については、開示することで特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり第三者の利益若しくはプライバシーを損なう等のおそれがあり、条例第13条第3項第4号に該当するため不開示とした。

(4) 「措置入院に関する診断書」について

「措置入院に関する診断書」のうち、申請等の添付資料、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、問題行動、診察時の特記事項及び医学的総合判断の情報の記録については、診断、判定に関するものに該当し、本人が治療の必要性を認めていない状況では、今後本件のような事件が起きる可能性があり、その場合の事務の目的達成を著しく困難にするため、条例第13条第3項第2号に該当するとともに、それらの情報は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療や保護等の必要な者に対する精神保健指定医など専門職が行った評価、判定、診断等に関するものであり、開示することにより精神保健指定医の客観的な診断又は保護者、親族等からの正確な情報の聴取が困難となり、精神保健福祉業務の公正又は適正な執行を著しく困難にするため、条例第13条第3項第3号にも該当することから、不開示とした。

また、精神保健指定医、診察に立ち会った者及び職員の情報の記録については、不服申立人以外の個人の情報であり、開示することで特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、第三者の利益若しくはプライバシーを損なう等のおそれがあるため条例第13条第3項第4号に該当するため、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条通報受書」、「診察依頼書」、「精神保険診療結果書(2部)」、「措置入院に関する診断書(2部)」である。

(2) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条通報受書」について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条通報受書」には、記載事項として、「受信日時」、「受信者氏名」(氏名、印影)、「拘留期限」、「罪名」、「通報者」、「精神障害者」(氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業)、「拘留場所」、「引取者氏名」(氏名、性別、続柄、年齢、職業、住所、連絡先)、「逮捕した日時及び場所」、「逮捕した原因、事件の概要」、「症状の概要」、「現

在の状態」、「検察庁・裁判所の取扱」(簡易鑑定実施の有無、医師名、病院名、簡易鑑定の診断名、診断日)、「治療歴等」、その他(医療費区分、保護者名、連絡先、通報書の送付予定日等)があり、実施機関は、 を開示し、

について条例第13条第3項第4号(第三者に関する情報)を理由に、また、 について条例第13条第3項第3号(行政執行に関する情報)を理由としてそれぞれ不開示とした。

そこで、検討するに、 については、不服申立人以外の個人情報であり、開示することによって特定の個人が識別され、または識別され得るものであり、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。また、 については、入院措置の要否を決定する上で必要な情報であり、開示することによって実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあると認められる。実施機関の処分はこの限度で妥当と判断する。なお、「拘留期限」、「罪名」については、実施機関によれば、条例第13条第3項第3号(行政執行に関する情報)を理由として不開示とするが、これらはいずれも過去の客観的な事実を記載したものであり、開示されたからといって、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるとは認められず、条例第13条第3項第3号に該当しないものとする。従って、 については開示すべきである。

(3) 「診察依頼書」について

「診察依頼書」には、記載事項として、「精神保健指定医」、「被診察者」(住所、氏名、性別、生年月日、年齢)、「現に保護の任に当たっている者」(住所、氏名、年齢、続柄)、「診察年月日」、「診察場所」があり、実施機関は、 を開示し、 について条例第13条第3項第4号(第三者に関する情報)を理由に不開示とした。

は、申立人以外の個人情報であり、開示することによって特定の個人が識別され、または識別され得るものであり、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

実施機関の処分は妥当である。

(4) 「精神保健診察結果書」について

対象文書である「精神保健診察結果書」は、診察にあたった者がそれぞれ作成した「精神保健診察結果書」各1通がある。「精神保健診察結果書」の記載事項としては、「受信日時」、「受信者」、「患者」(氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業)、「保護者」(氏名、性別、続柄、年齢、住所、連絡先)、「診察月日」、「指定医」(氏名、病院名)、「診察場所」、「精神障害の有無」、「通報の種類」、「診断名」、「問題行動」、「医学的総合判断」、「行政庁(立会職員)記載欄」(立会った親族等の氏名、続柄)、「診察時間」、「立会職員」があり、 は抹消されているが、実施機関は、 を開示し、 について条例第13条第3項第4号(第三者に関する情報)を理由に、また について条例第13条第3項第2号(個人の評価、診断等に関する情報)及び同条同項第3号(行政執行に関する情報)を理由としてそれぞれ不開示とした。

が開示されていることも考慮すれば、これを開示することが本人に知らせないことが正当と認められるとはいえない。従って、「申請等の添付資料」、「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」(ただし、印影を除く。) 「医学的総合判断」は開示すべきである。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会(五十音順)

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗
委員	安富	潔